



今月のデータ

約**5,300**万円

03年に鹿児島県で発生した飲酒運転死亡事故において、加害者と飲酒し、事故直前まで加害車両に同乗していた男性が賠償を命じられた金額（福岡高裁）。



飲酒運転 根絶！

飲むな 飲ますな 見逃すな！！

いまだ後を絶たない飲酒運転の悲劇

	検挙件数	増減率
酒酔い運転	1,016	-22.6
酒気帯び運転	50,667	-39.0
飲酒検知拒否	269	-30.8

飲酒運転周辺者三罪

	検挙件数	逮捕者数(人)
車両提供	221	19
酒類提供	93	7
要求・依頼同乗	954	46

07年9月19日からの1年間に発生した飲酒運転関連の検挙件数
(増減率は06年10月から07年9月までの1年間との対比)

07年9月より施行された改正道交法では、飲酒運転に対する罰則が一層強化されました。ハンドルを握る運転者に対する罰則が重くなっただけでなく、飲酒運転に加担したとみなされる周辺者に対しても厳罰が科せられることになりました。

これにより、飲酒運転関連の交通事故および違反は著しく減少しています。

しかし、本年1月には東京で乗用車が飲酒運転で街路樹に衝突し、子どもを含む3人が死亡する事故も発生するなど、悲惨な事故はいまだ根絶には至りません。

道交法が改正された昨年9月19日からの1年間をみても、飲酒運転による交通事故は319件も発生しています。

酒気残り運転にご注意！

飲酒運転をするつもりはないと考えていても、前晩に飲んだアルコールが残ったままハンドルを握れば「酒気残り」運転となるおそれがあるので注意しましょう。

特定非営利活動法人ASKが実施した調査によると、飲酒運転関連の報道より収集した懲戒処分事例113例のうち41例で、「6時間仮眠した後」や「9時間経過した翌朝の運転」など、飲酒後に時間を置いてからの運転にも関わらず、酒気帯び運転違反などで検挙された結果、勤務先で重い処分を受けていたことがわかっています。



飲酒運転を助長した場合も厳罰が科せられます

車両等の提供禁止



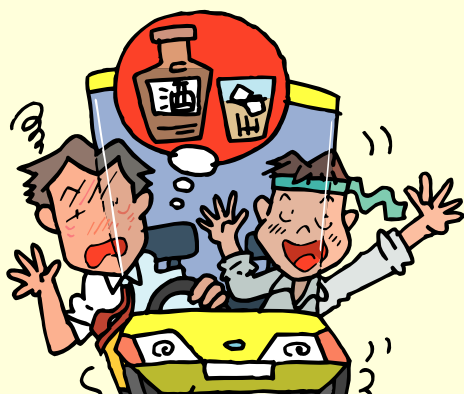
- 運転者が酒酔い運転をした場合
…5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類等の提供禁止



- 運転者が酒酔い運転をした場合
…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
…2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

要求・依頼同乗の禁止



- 運転者が酒酔い運転をした場合
…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
…2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

飲酒運転は決して許されない

飲酒運転のおそれがある者に酒類や車両を提供した場合、また飲酒運転と知りながら要求・依頼して同乗した場合にも罰則が新設されました。前述したように、提供者や同乗者が逮捕されたり、民事訴訟で多額の損害賠償の支払いを命じられることも珍しくありません。

飲酒運転は社会的犯罪であり、いかなる理由があろうとも許されるものではないことを肝に銘じておいてください。



東京海上日動リスクコンサルティング(株)の自動車事故削減プログラム

東京海上日動リスクコンサルティングでは、カメラ付きドライブレコーダを使用した自動車事故削減プログラムをはじめ各種事故削減メニューを取り揃え、ご提供しております。詳しくは、03-5288-6586 (担当:西村・満田) までお問い合わせください。
HP (<http://www.tokiorisk.co.jp/>)

ご用命・ご相談は…

「やすらぎ」の設計が私たちの使命です。

保険システム株式会社
INSURANCE SYSTEM CO.,LTD

〒950-0087
新潟市中央区東大通2-4-1 新潟パナソニックビル6F
TEL 025-243-7374 FAX 025-243-0921
E-MAIL yasuragi@hokensystem.co.jp
URL <http://www.hokensystem.co.jp>

東京海上日動火災保険株式会社

企業営業開発部

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590
URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課